

債務名義に基づく財産開示手続の申立てに必要な書類等一覧（令和6年10月1日以降）

大阪地方裁判所第14民事部

<input checked="" type="checkbox"/> 納付費用			
<input type="checkbox"/>	申立手数料(収入印紙) 2000円分 <b>注1</b>		
<input type="checkbox"/>	<table border="1"> <tr> <td> <b>【本庁・堺支部に申立てをする場合】</b>                      予納金 8000円 <b>注2</b> </td> <td> <b>【岸和田支部に申立てをする場合】</b>                      郵便切手 8250円分                      (内訳) 500円:10枚、100円:25枚、50円:5枚、                      20円:20枚、10円:10枚                 </td> </tr> </table> <p>※右記の岸和田支部と同じく郵便切手で納付することもできます。ただし残額は切手で返還することになります。</p>	<b>【本庁・堺支部に申立てをする場合】</b> 予納金 8000円 <b>注2</b>	<b>【岸和田支部に申立てをする場合】</b> 郵便切手 8250円分 (内訳) 500円:10枚、100円:25枚、50円:5枚、 20円:20枚、10円:10枚
<b>【本庁・堺支部に申立てをする場合】</b> 予納金 8000円 <b>注2</b>	<b>【岸和田支部に申立てをする場合】</b> 郵便切手 8250円分 (内訳) 500円:10枚、100円:25枚、50円:5枚、 20円:20枚、10円:10枚		
<input checked="" type="checkbox"/> 必要書類 ※事案によっては、追加の書類等が必要になる場合があります。			
<input type="checkbox"/>	財産開示手続申立書(申立書表紙+当事者目録+請求債権目録) <b>注3</b>		
<input type="checkbox"/>	上記当事者目録、請求債権目録の写し 各1部		
<input type="checkbox"/>	執行力のある債務名義(判決、仮執行宣言付支払督促、調停調書、公正証書等)の正本及びその写し1部 <b>注4</b>		
<input type="checkbox"/>	上記債務名義正本(又は謄本)の送達証明書及びその写し1部 <b>注5</b>		
<input type="checkbox"/>	<b>【債務名義が家事審判の場合】</b> 上記債務名義の確定証明書及びその写し1部		
<input type="checkbox"/>	<b>【債務名義に更正決定がある場合】</b> 更正決定正本及びその写し1部、同正本の送達証明書及びその写し1部		
<input type="checkbox"/>	<b>【申立人又は債務者が法人(会社等)の場合】</b> 商業登記事項証明書(代表者事項証明書) ※申立人については、申立日から3か月以内に発行されたもの 債務者については、申立日から1か月以内に発行されたもの		
<input type="checkbox"/>	<b>【債務者が個人の場合】</b> 住民票 ※申立日から1か月以内に発行されたもの		
<input type="checkbox"/>	<b>【申立人又は債務者の現住所(本店所在地)・氏名(名称)が債務名義上の表示と異なる場合】</b> 個人の場合:氏名・住所のつながりが分かる住民票、又は、戸籍附票等 法人の場合:名称・本店所在地のつながりの記載がある商業登記事項証明書(履歴事項全部証明書や閉鎖事項証明書等) <b>注3</b> ※いずれも申立日から1か月以内に発行されたもの		
<input type="checkbox"/>	債務名義等還付申請書(同受領書)		
● 要件別の資料			
<b>【要件A(民事執行法第197条1項1号)の場合】</b>			
<input type="checkbox"/>	配当表写し、又は、弁済金(売却代金)交付計算書写し ※上記写しのほか、不動産開始決定正本写し又は債権差押命令正本写し、配当期日呼出状写し等の提出が必要な場合があります。		
<b>【要件B(民事執行法第197条1項2号)の場合】</b>			
<input type="checkbox"/>	財産調査結果報告書		
<input type="checkbox"/>	上記報告書の内容に応じた不動産、債権及び動産等に関する疎明資料(詳細は上記報告書記載の「疎明資料一覧」参照) ※債務者現住所の不動産登記事項証明書は原本が必要		
◎各資料の取得先◎			
執行文、送達証明書、確定証明書	債務名義を作成した裁判所・公証役場		
商業登記事項証明書(代表者事項証明書・履歴事項全部証明書・閉鎖事項証明書等)、不動産登記の全部事項証明書等	各法務局		
住民票	住民登録のある市町村役場		
戸籍附票	本籍地の市町村役場		

※申立書等の書式についてはホームページ内の「5 申立書等(書式)」の項目を参照してください。